

## NEWS 850万円の喫煙所！？ - 西日本防災システム

2014 07 05

受動喫煙をなくそうと、西日本で初めて2013年4月に施行された我が兵庫県**受動喫煙防止条例**なのですが・・・**建物内禁煙**を義務づけられた県内8カ所の税務署が、約**850万円**を投じて庁舎外にプレハブなどの喫煙施設を設置したことが分かり、物議を醸しています。兵庫県から条例違反の疑いで調査が入ったものもあり、たばこの健康被害を訴える医師らは「条例に違反するのみならず、公務員の職務専念義務違反にも抵触する恐れがある。職員の健康を守るためにも喫煙室は作らないでほしい」と。最初は本庁舎内に喫煙所を設けていましたが、県の条例で庁舎内喫煙禁止となったため、職場環境を整える？ために、屋外に設置しなければならなかったようです。大阪国税局によりますと、兵庫県内21カ所の税務署のうち、県条例の施行にあわせて喫煙施設を新設したのは芦屋や灘、洲本など8カ所。条例の施行前年の平成24年12月に入札を行い、計約**850万円**で完成させたようです。敷地の広さや本庁舎の形状に合わせ、芦屋税務署などではプレハブを建設、灘税務署では本庁舎の外階段下の倉庫を喫煙所に作り替えたそうです。喫煙習慣の無い私には これらすべてが????です。



西日本防災システム

NIISHINIHON BOHSAL SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 